

災害等情報（詳報）

鉱種：石油・可燃性天然ガス	鉱山の所在地：新潟県					
災害等の種類：油の排出	発生日時： 平成29年2月27日（月） 15時22分頃（一般人から 消防署への通報時刻）	罹災者数	死	重	軽	計
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数：該当なし						
罹災程度：該当なし						
<p>【概要】</p> <p>平成29年2月27日15時22分頃に地域住民から消防署に、川に油が流れている旨通報あり。消防署から自治体経由で監督部に通報された。</p> <p>鉱山側で調査したところ、休止中であった当鉱山の坑井（石油を採取する井戸）から原油が20～30分間隔で間欠的に噴出し、坑井の周囲10m×20mの範囲に広がり、一部が農業用水路を伝って川に流出していた。</p> <p>坑口装置の一部が腐食して、漏油していることから、他の石油会社に応援を求め21時過ぎに坑井周りに吸着マットを敷いて緊急の漏洩防止対策を行った。</p> <p>その後、坑井からの漏油は間隔が長くなり、同年3月29日以降、ガスは出ているが、漏油は停止している。</p> <p>一方、同年4月頃から、坑井敷地の北側水田の一部に原油のしみ出しが認められる。</p> <p>周辺河川で魚の斃死（へいし）等の被害は認められない。</p>						
<p>【原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> 坑井は前鉱業権者から鉱業権と共に譲渡を受けたものであり、事故当時の鉱業権者である会社の社長及び社員は専門知識に乏しく、原油の採取時はポンピングユニットで行っていたため、ポンピング停止後、原油が噴出するとは考えていなかった。 ポンピングユニットを撤去した際、上記理由により、坑井開口部の閉止措置に考えが及ばなかった。 監督部の指導により、何度か廃坑措置を検討したが、費用が捻出できず、実施されていなかった。 						
<p>【対策】</p> <p>1. 応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 坑井周辺に2重の土手と溝を設け外部への原油の流出を防止した。 坑井周辺に吸着マットを敷いて、原油を回収した。 坑井開口部にホース3本を接続し、原油・可燃性天然ガスが噴出した場合、3k1タンクに一時貯留させることとした。 坑井敷地と北側の水田の周囲に土嚢を設置し、外部への原油流出を防止。 上記囲み内の降雨水等は、土壌の油分を含むため、油水分離槽に導水し、分離水を農業用水路に排出し、原油は回収している。 坑井周辺の土壌は原油汚染が著しいので、仮設の屋根を設置し、降雨等による油染水の発生を防止した。 						

・原油噴出前の約4年間は巡視を行っていなかったが、現在は毎日巡視を行っている。

2. 行政処分

鉱害の復旧及び廃坑措置について、鉱業権者に対し平成29年3月31日付けで、鉱山保安法第47条第1項に基づき報告徴収を行ったところ、鉱業権者からこれらの実施について報告書が提出された。

その後の同年8月9日付けで鉱業権者から、資金枯渇により、会社は裁判所に対して破産手続きを申し立てし、鉱害の復旧及び廃坑措置の実施が困難になった旨の文書が提出されたため、監督部は鉱業権者による鉱害の復旧及び廃坑措置の実施が見込まれないと判断し、同年8月21日付けで鉱業権者に対し、鉱山保安法第36条の規定に基づき、鉱害の復旧及び廃坑措置を講ずるよう命令を行った。

平成30年1月19日、裁判所は会社の破産手続きを開始し、同社の破産管財人は、放棄による鉱業権の消滅登録申請を行い、同年1月31日付けで鉱業権の消滅が登録されたことから、監督部は、同年2月26日付けで破産管財人に対し、同法第39条第1項の規定に基づき、鉱害の復旧及び廃坑措置を講ずるよう命令を行った。

3. 今後の対応

会社は、破産手続きを経て消滅する予定であるが、今後の鉱害防止対策については、破産管財人と契約する別会社が、一定期間、管理を継続するとともに、国と地方自治体等の関係機関で対応を検討している。

【参考情報等】

- 現在、坑井から自噴していなくても、地震等の自然条件により、油層の圧力が高まり、自噴することは十分あり得ることを認識しましょう。
- 油の河川等への流出は、環境を著しく汚染し、一般市民の注目を浴びることを肝に銘じましょう。
- 当分の間使用する見込みのない坑井(休止坑井)については、坑口装置を閉止し、定期的に異常の有無を巡視する等、適切な管理を行い、噴出による災害を防止しましょう。
- 坑井を所有する鉱業権者は、採取量が減退する前に、必要な廃坑措置費用を計画的に準備しておきましょう。

○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。

<鉱山保安法令>

- ・坑水又は廃水の処理等（鉱山保安法施行規則第19条第十一号）
- ・土地の掘削（鉱山保安法施行規則第25条第二号）

【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部 鉱害防止課 佐藤、橋本

電話番号：048-600-0446

災害発生時の状況



坑口装置とその周辺の油流出防止策の施工状況



坑井からの油の噴出状況

現在の状況



坑口装置に仮設の屋根を設置



坑井開口部にホースを接続し、原油等を3k1タンクに一時貯留